

# 令和5年御嵩町教育委員会 第12回 定例会会議録

1. 開催日時 令和5年11月28日（火） 午前11時25分より

2. 出席者 教 育 長 奥村 恒也  
教育長職務代理者 田中 妙子  
委 員 山口 健  
委 員 中瓦 智子  
委 員 中島 康貴  
(事務局)  
教育参事兼学校教育課長 筒井 幹次  
生涯学習課長 日比野克彦  
学校教育指導主事 尾崎 淳  
学校教育係長 玉川 勇気

## 3. 会議録

### 【開会】

教育長 ただいまから、令和5年第12回教育委員会定例会を開催します。よろしくお願ひいたします。

### 【開会宣告】

教育長 日程第1 会期の決定について  
会議時間は本日令和5年11月28日火曜日の1日とし、ただいまの時刻11時25分からいたします。よろしくお願ひいたします。

### 【前回会議録の承認】

教育長 日程第2 前回会議録の承認について  
お手元に、前回令和5年御嵩町教育委員会第11回定例会の会議録を配布しております。こちらにつきまして、内容のご承認をいただけますでしょうか。

(委員挙手)

ありがとうございます。令和5年御嵩町教育委員会第11回定例会会議録は承認されました。

【議案の審議及び採決】

教育長

日程第3 議案の審議及び採決について

本日は議案が3件です。

まず、議案第22号 御嵩町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、事務局の説明を求めます。

学校教育係  
長

はい。お願いいたします。

議案第22号御嵩町立小・中学校管理規則の一部改正でございます。議案は1ページ、議案資料も1ページです。

先月、第11回定例会におきまして、海外旅行に関する届出の廃止を求める請願を受領したことを報告させていただきました。今回はそれに伴いまして海外旅行に関する届出の廃止を行うことが主な改正の内容です。議案資料の1ページに新旧対照表を掲載しておりますが、第22条第4項の部分がその規定で、これを削除するものです。

その他については、細かな文言の訂正を行っていますが、内容に関わる大きな変更はありません。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

<質疑なし>

それではこれより採決を行います。議案第22号 御嵩町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について 賛成の委員の挙手を求めます。

<全委員挙手>

挙手全員のため、議案第22号 御嵩町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定については承認されました。

引き続き、議案第23号 御嵩町中山道みたけ館の管理運営に関する規則の制定について、議案第24号 中山道みたけ館資料収集管理方針の制定について、この2件については事務局より、同一の案件に係るものであるため、一括で審議いただきたいとの申し出を受けましたので、一括で審議いただきたいと思っております。この2件について、まずは事務局より説明を求めます。

はい。それでは議案第 23 号及び議案第 24 号につきまして説明をさせていただきます。先月の教育委員会の中で和解の報告をさせていただきましたが、和解条項の中で、寄贈図書等の受入について、基準と手続きを明確化するということがありましたので、今回規則の制定ということで議案を提出しています。

議案第 23 号は中山道みたけ館の管理運営に関する規則ということで、実は同じ名前の規則が町長部局の方で制定されていたのを廃止し、新たに教育委員会規則として制定しなおすもので、実質的には一部改正となっております。

町長部局の規則と変わった点については、議案書の 9 ページ、第 26 条として、寄贈の手続というのを新たに設けました。今回寄贈図書の取扱が問題になったということで、手続を明確化するというので第 26 条を新設しております。寄贈を受ける際には、この第 1 項にありますように、「資料寄贈申込書」の様式を新たに作成しましたが、これを提出していただきます。ただし、郵送による寄贈の場合は、寄贈の意図が明確でなければ寄贈図書としては受けないということをここで明らかにしております。第 26 条第 1 号として、「寄贈者及び当該寄贈資料とその数量が特定されていること」。それから第 2 号、「寄贈の意図が明らかにされていること」。こういった要件に該当しない場合は寄贈図書としては受けないということです。それから第 2 項として、「寄贈の申出があった場合は、速やかに当該申出の内容を審査し、当該資料がみたけ館に有益適正なものであると判断したときは、当該申出を受けるものとする」としています。この審査にあたっての基準については後ほど議案第 24 号において説明をします。第 3 項では、判断が困難な場合、なかなかないとは思いますが、万が一の場合は、教育委員会にお諮りをしまして、その判断をもとに受領の可否を決定します。第 4 項で、「館長は、資料の寄贈を受けるときは、資料寄贈受領書を交付する」としています。今までは受領書を発行するようなケースはありませんでしたが、過去にも寄贈者の意図とみたけ館の取扱に食い違いがあって揉めるようなケースもありましたので、そういったことを改め、受領書を交付することとしております。

こういった内容を追加したのが、議案第 23 号です。

議案第 24 号ですが、議案書の 25 ページ以降になります。中山道みたけ館資料収集管理方針、こちらについては全く新しいものです。他の自治体の例などを参考にしながら作成しております。ポイントとなりますのが、26 ページの第 4 条、基本方針を定めています。資料収集にあたっての基本方針ということで、図書館の自由に関する宣言に即した内容としています。人権、思想に関することや団体等の圧力によって干渉

を受けないなどです。

第5号のところで、収集しないものについて個別に限定列記をしております。今回問題となったのが、職員の人権やプライバシーの侵害が問題になるのではないかということがありましたが、これは今のところ、「関係者の名誉、プライバシーその他の人権を侵害することが裁判により確定したもの又は客観的に明らかなもの」に限って収集しないということとしています。なので、これに該当しないものは収集するということを明文化しています。

あと、第5条のところで、選定基準をうたっています。第4条、第5条のところが、この方針の主なところですよ。

それから、第8条、28ページになります。先ほどの議案第23号において、寄贈の手續について説明しましたが、その際の寄贈の受入の判断について、この第8条で規定をしています。「館長は、規則第26条第1項の規定により、寄贈資料が郵送等による方法により送付された場合」において、規則の中で2つの要件がありました。寄贈者及び当該寄贈資料とその数量が特定されていない場合、寄贈の意図が明らかにされていない場合については、「第11条の規定を準用する」こととしています。第11条は29ページになりますが、廃棄等に関するものです。寄贈として受け入れないものについては、廃棄をしたり、リユースにまわしたりすることができることにしています。

それから、第8条に戻っていただいて、第2項、「館長は、規則第26条第2項の規定による審査については、第4条及び第5条の規定並びに受入れ基準によるものとする」としています。先ほど見ていただきました基本方針、選定基準の条文、それから受け入れ基準というのは、27ページの第5条の中で、「みたけ館で収集する資料は、前条に規定する基本方針及び別に定める御嵩町図書館寄贈図書及び雑誌新聞受入れ基準により選定を行うものとする」としています。この受入基準というのが、議案資料の2ページに添付しています。この基準については既にあるものです。こういったものに基づいて寄贈図書の審査を行うということとしております。

また、第10条のところに除籍に関する規定があります。除籍につきましては、「みたけ館は、所蔵する資料について、利用の効率化と管理の適正化を図るために、別に定める御嵩町図書館除籍基準に基づき、資料の登録を抹消することができる」としています。この除籍基準については、議案資料の3ページにあります。これも既にあるものですが、引用をしておりますので参考資料として添付しています。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

教育長 今議案第 23 号及び議案第 24 号について一括で説明をいただきました。これより質疑を行います。質疑がありましたらお願いします。

山口委員 ちょっと難しいですが、良いでしょうか。  
受入の条件のところ、プライバシーの話があって、私が危惧するのは、とにかく前回のようにならないようにというのを危惧していて、前回というのは受入のことが問題にならないようにということです。こういう内容で前回は出すのを遅らせたという形になったと思いますが、このあたりどういう整理として考えれば良いですか。

生涯学習課長 そこを御嵩町で判断するというのではなくて、裁判で確定したりだとか、客観的な書き方をしていますが、日本図書館協会や国立国会図書館に確認して判断をしていく、御嵩町の中だけで判断していくことのないようにしていきます。

山口委員 そうということですか。要は首長の権限でみたいなことになってしまったのが問題だったと思うので。わかりました。

中瓦委員 館長に権限があるので、もともと首長には権限はないというのが前はひっかかったのです。

田中委員 この、裁判によって確定したものというのが一番ポイントになるでしょうね。プライバシーの侵害を受けたというのを報告するだけではなくて、それが裁判によって確定していたり、図書館協会などが認めていること以外は、例えば本人が、この本は私のプライバシーを侵害しているから載せるのをやめてほしいというのは受け付けないということで良いですよ。

生涯学習課長 そうです。

田中委員 わかりました。

中島委員 じゃあ、プライバシーの侵害があると思った人は、まず裁判にかけなければいけないということでしょうか。

生涯学習課長 権利が侵害されているということであれば。

中島委員

結論が出るまでは留保されるということになりますよね。

教育参事兼  
学校教育課  
長

他の事例などを見ていると、差し止めを行ったりして、それが認められればいったん置くのをやめ、裁判確定後に結果に応じて再度出していくということになるのではないかと思う。よく週刊誌などでもあるような、そういう段階になるのかなと思います。裁判が確定する前に広まっては困るということを本人が思えばということだと思います。

教育長

ありがとうございます。採決ですが一括で採決をさせていただいてよろしいでしょうか。

<了承>

では、これより採決を行います。議案第 23 号 御嵩町中山道みたけ館の管理運営に関する規則の制定について、及び議案第 24 号 中山道みたけ館資料収集管理方針の制定について 賛成の委員の挙手を求めます。

<全委員挙手>

挙手全員のため、議案第 23 号 御嵩町中山道みたけ館の管理運営に関する規則の制定について 及び、議案第 24 号 中山道みたけ館資料収集管理方針の制定については承認されました。

ありがとうございました。

#### 【教育長の報告】

教育長

日程第 4 教育長の報告

おおまかなことにつきましては、先ほどの校長会の内容に代えさせていただきます。

また、委員の皆さんには 10 日の日には市町村教育委員会連合会定期総会にご参加いただきありがとうございました。御嵩町の発表も係長の中心に堂々としていただき、大変好評だったように感じました。のちほど、ご意見ご感想などいただければと思いますが、良い発表ができたかなと思っています。また、それぞれ分科会の方で感じられたことなどありましたらお願いいたします。

係長、あとでご意見をうかがうということで良いですか。

学校教育係  
長  
教育長

できればこの場でお伺いしたいです。

では一言ずつご意見ご感想などいただいても良いですか。田中委員からお願いします。

田中委員

はい。私が参加した分科会は、海津市の発表で平等、多様性をテーマにした分科会でした。発表していただいた海津市の教育長さんとグループ討議で一緒の班になりまして、非常に詳しく海津市さんで行っている取組について教えていただくことができ大変勉強になりました。

先進的な取り組みをしている中で問題になっているのが、やはりお金がかかるということ、お金がかかることで成果を出さなければいけないという点が、私が話を聞いている中では問題なのかなと思いました。そういうプレッシャーがなくても新しい取組にチャレンジできる仕組みを考えなければいけないという点が一番最終的には思った点、感想です。

取りまとめができていなくて申し訳ないですが以上です。

山口委員

私が出た分科会は白川町の発表で、教員の資質向上がテーマでした。どうしているかということ、特に若い先生が集まって、自主的に研究会をしながらスキルを上げていくというような話でした。例えば板書の書き方など、指導主事の先生だったか、中心になってやっている。それが、実は時間外に行っている。白川町の小島先生は御嵩町でいうと尾崎先生のような立場の方ですか。

学校教育指  
導主事

そうです。

山口委員

そういう方が主体となって時間外に強要しているわけではないが募集をかけて行っているということで、この時代にそういうことをしていて大丈夫ですかということを質問したのですが、結果的には、広い町で町の中心部に集まって勉強会をするというのができていて、特に町のことを知らない先生がいっぱいいるので、いろいろな施設を回って知るところから始めたというような発表でした。

そういうことが今できるのかなということを思いながら、でも良いことだなという複雑な思いで話を聴いていました。

中瓦委員

私は御嵩町の発表を聴かせていただきまして、分科会の中でも御嵩の評判が上がったと思いました。良い所ですねとみなさん仰っていただきました。

グループ討議の中身で、ふるさと教育はふるさとに思いを持って、出て行っても帰ってくるとか、地元に残ってくれるというのを目指すけれど、なかなか難しいというのがあり、最終的には少子化のところに話が行ってしまっていて、学校は統合していく方向というのがどこでもそういう話がかかり出ている、進んでいるところもあって、御嵩も今後どういう風になっていくかなど。統合の話に進んでいきました。以上です。

中島委員

私もふるさと教育のグループで討議をさせていただきました。我々大人にとってはふるさと教育だけど、子どもたちにとっては地元の話なので、そこをどううまく伝えていくかという話をして、最終的に子どもたちに地元に戻ってきてもらおうと思ったら、世代を超えた交流が一番大事ではないかということをお話していました。

それと私のグループの中でも、2つの地域が統合に向けて動いていることを言われていて、合併前のグループみたいなものがあるので、非常に統合が難しい、でも、現場サイドでは2学年ごとのクラスになっていたりして、切実な問題がある。そこを認めてくれなくて大変だということも聞きました。子どもは減っていくので、御嵩町でもいずれ統合というのが本当の課題になってくるだろうなと思いながら話を聞いていました。

教育長

ありがとうございました。

私もふるさと教育のところの分科会でいろいろお話を聴く中で、少子化の問題はどうしても避けて通れないということはやはり話題になりました。そうした中でこれからの学校の在り方であったりとか、学校教育の質の問題、たとえ規模が違っててもその質を落とさない教育を現場も考えていかなければいけないし、教育委員会としてもそこに対してどう支援していくのかということをお話をしていかなければいけない、そういう話を中心でした。

それぞれ良い研修になったかなと思いますし、また、そういったことをこれからの御嵩町の教育に活かしていければ、繋いでいければ良いなということをお話しました。

ありがとうございました。

【その他】

教育長

日程第5 その他 諸般の報告です。

委員の皆さま方からの諸般の報告はよろしいでしょうか。



<報告なし>

では、各課からの報告事項 学校教育課からお願いいたします。

学校教育係長 1点お願いします。先ほど話のありました研究総会の講演会についても、ご意見ご感想などありましたらお願いいたします。

山口委員 私は森口さんがプロの時から見ているので、話が入ってきて、余韻が残ったくらい。直接教育がどうこうという話ではなかったですが、自分にとっては良い話でした。

教育長 ご自身の経験値を基にした話でしたので、その場その場で感じられたことをお話していて、なるほどと感じた部分もある。私自身もゴルフ好きで、森口さんが解説されているゴルフの試合をテレビで見ている、ただ単に技術だけの解説でなくて、感じ方、考え方まで含めて話をしていたりとか、講演の中でも話がありましたが、ゴルフは優勝とそれ以外という世界で、優勝の価値を決めるのは、他の人たちがどういう試合をして競り合っていたかということで優勝の価値が決まる。他の人が途中であきらめていい加減な試合をするのではなくて、一緒に参加した人たちの姿が大事だというのがすごく印象に残っていて、そういう見方、感じ方ができる方なんだなと思ったのと、そういうことって、普段の生活、教育現場でも大事な視点だなと思いました。そうして端々から感じたことを繋げながら得られたものがあったと思います。

中瓦委員 人間性を大事にする方だなというのは思いました。質問者が「100を切れない」といった相談があったときに、それでも誘われるというのはすごく良いことではといった話があったところが良かった。

教育長 ベテランで指導に立たれる方なので、若手の育成のことを聴けると良かったなと思いました。どういう風に関わっているのか。これは学校現場でも一緒ですので。こちらが思いもしないことを若手が思っているのか、びっくりするようなことがあったりするので、そういったことももう少し聴けると良かったかなと思います。

山口委員 ずっと第一線でやってきている方。解説でもベテランなのに放送席だけでなくてコースにもしっかり出ている。

教育長 ありがとうございます。他によろしかったでしょうか。

<なし>

では、生涯学習課から、何かありましたらお願いいたします。

生涯学習課  
長

1点二十歳の集いについて連絡します。

来年1月7日に二十歳の集いが予定されています。コロナが5類になったことで、なるべくコロナ前に近い形で行いたいということで協議をしてきましたが、中公民館で、2部制でなく1回で行います。来賓の範囲については、駐車場の量が一番問題になりますが、なるべく来賓を多くしない方向で考えていて、町議会の議長さんと、地元の県議会議員、国会議員に限って来賓をお呼びすることとしましたので、教育委員さんへの案内はありませんのでご承知おきください。

ケーブルテレビの放映予定がおそらくあるのと、町のyoutubeでも配信を予定していますので、よろしくお願いいたします。

教育長

ありがとうございます。最後にその他、もしありましたらお願いいたします。

山口委員

先ほど校長会の中で、尾崎先生からなかなか先生の手がなくて、免許のある人を教えてほしいといったような話がありましたが、どの程度の方に対して話せるものですか。教員免許のある人であれば、とりあえず現状について情報提供していくという形で良いですか。

学校教育指  
導主事

当然人柄なども大事なのですが、現状本当に人手がない。特に県費の常勤講師、非常勤講師など授業ができる方はずっと募集がかかっている状態で、その中で教員免許のある方がこういった中で採用されて、御嵩の学校に来てもらえるようなら大変ありがたいと思います。教育委員さんの周りにも教員免許をお持ちの方がいらっしゃいましたら、応募を勧めていただくと助かります。

田中委員

私の周りで1人心当たりがある人はいますが、そういう方、事務局の方で既に知っているのではないかと思う。そういうのはある程度把握しているものですね。

学校教育指  
導主事

そんなことはないです。私が実際に応募を勧めた方は、同じ学校に勤めていて退職をされた方などです。県の教育事務所も、登録をしていない人は連絡の取りようがないです。

教育参事兼  
学校教育課  
長 人材バンクのようなものがあって、そこに登録をした人は現状すぐに決まっていく。人材の取り合いのような状況です。

山口委員 年齢制限はありますか。上はいくつくらいまで。

学校教育指  
導主事 ありません。  
私の知り合いで、74歳で体育教師をしている元校長先生がいます。

山口委員 わかりました。

教育長 ありがとうございます。その他、よろしいでしょうか。

中瓦委員 先日御嵩小学校の中山道歩きに偲歴会として同行しましたが、その模様がケーブルテレビのかにみたで11月29日から12月5日までの間で放送されますのでお知らせします。

教育長 ありがとうございます。その他連絡事項ありますか。

<なし>

#### 【閉会宣告】

教育長 では、次回の連絡をお願いします。

学校教育係  
長 はい。今回は新年あけまして、1月10日水曜日、令和6年第1回定例会です。この日ですが、校長会と定例教育委員会に加え、総合教育会議を予定しておりますので、朝9時にお願いいたします。

内容が盛りだくさんですので、少し時間に余裕を持っていただくとありがたいです。よろしくお願いいたします。

田中委員 総合教育会議ですが、事前に議題、どんなことを話すのかというのを決めていただきたいと思います。私の希望を少しお話をさせていただきますと、町長さんが新しい町長になられたので、新しい町長さんが、教育についてどういうことを思っているかというお話を一度聞いてみたいと思います。

各教育委員も、自分なりの教育についての思い、こうしたいというのがあると思うので、中島委員も新しく入られましたのでそういうことを

話し合う機会が特にコロナ禍の間は少なかったので、そういう機会があればと思います。

教育長

ありがとうございます。今田中委員からいただいた提案を含めながら、当日の内容については事前にお伝えします。なるべくはやめにできるようにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、次回もよろしくお願いいたします。ただいまをもちまして、令和5年御嵩町教育委員会第12回定例会を閉会します。ありがとうございました。

午後0時06分 閉会